

パブリックコメント結果

令和6年2月 日

第3期小金井市保健福祉総合計画（案）に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：令和5年11月15日から12月15日まで

意見提出数：11人・1団体／44件

(内訳)

地域福祉計画 (3人／6件)

**障害者計画・障害福祉計画 (10人／21件)**

介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画 (3人／6件)

健康増進計画 (2人／11件)

※内訳の人数は延べ人数

No.	計画名／ページ	項目	寄せられた意見 <u>(すべて原文ママで記載)</u>	意見に対する検討結果
1	障害者計画・障害福祉計画／P76	2 アンケート調査結果からみた現状／オ 地域で生活するために必要な支援	市内には医療的ケアが必要な障がい者が利用できる通所施設は障害者センターのみで、現在定員を超えており利用が難しい状況です。通所施設の拡充を望みます。 また、入所施設の新規開設においては、医療的ケアの肢体不自由の障害者も対象にして頂けるようお願いいたします。	ご指摘のとおり、市内には通所施設が不足している状況です。いただいたご意見も踏まえ、通所施設の整備・充実に努めます。 また、入所施設の新規開設に係るご意見については、今後どのような方を対象にどのくらいの規模の施設が必要であるかを検討するにあたり、参考にさせていただきます。
2	障害者計画・障害福祉計画／P93	2 アンケート調査結果からみた現状	「福祉サービスの情報の入手先」としての、医療機関の割合は、他自治体等と比べて、多いのでしょうか、少ないのでしょうか。 障害の認定のフェーズなどによっても、医療機関からの情報提供の度合いや割合は変わってくるのかもしれませんが、医療から福祉に繋げるという広い意味で、連携を深める中で、情報を届けるルートとしても強化できる余地があるのかもしれない、と感じました。	医療機関の数及び割合について市では把握しておりませんが、アンケートの結果から、「病院」を「福祉サービスに関する情報の入手先」としている方が一定数いることが示されています。いただいたご意見を踏まえ、福祉サービスを必要とする方へ適切に情報が伝わるよう、医療機関との連携を深めながら情報発信の強化に努めます。

3	障害者計画・ 障害福祉計画 ／P96	2 アンケート調査結果からみた現状	もし、今後、市で「避難所で配慮して欲しいこと」の選択肢を用意するアンケートを実施する際には、アレルギー・光・音などの要素に、「におい・香料（香害）」の項目も入れていただければ幸いです。	香料などの化学物質に接触することで、頭痛やめまい、不眠など多岐にわたる症状があらわれる、化学物質過敏症への配慮の必要性については、市としても認識しているところです。 ご意見を参考に、今後はアレルギーの方、光や音などへの感覚過敏の方に加え、化学物質過敏症の方への配慮の必要性についても把握に努めます。
4	障害者計画・ 障害福祉計画 ／P121	基本目標 1 市民一人ひとりの理解と交流を育む意識づくり／基本施策（1）広報・啓発活動	基本施策（1）広報・開発活動 ①市民に対する啓発活動の充実 高次脳機能障害は中途障害で外から見えません。誤解や差別があり、正しく障害を理解してほしいです。「障害のある人も無い人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」を見えるように障害者・高齢者・病気の子供たち・地域の方々との共生をテーマに市民フォーラム、シンポジウム開催を提案します。当事者が声を上げ障害の正しい理解を求め、地域の方々と仲良くできる機会が欲しいです。 高次脳機能障害者・失語症者は話すことが不器用ですから、ゆっくり、簡単な言葉で話すのが難しいです。分からないのではなく言葉での発表が下手なのです。パワーポイントなどで準備すれば発表できます。障害だけの人ではない。障害以外は普通の人間です。参加の機会を下さい。そのきっかけを作りませんか。折角の条例を棚ざらしにしないように運用したいです。	ご意見のとおり、高次脳機能障害は、外見からはわかりにくく、見えない障害とも言われていることから、令和4年4月に障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（平成30年条例第28号。以下「障害者差別解消条例」という。）を改正した際、障害者の定義に個別に明記し、また、令和5年3月に改定した差別解消条例の啓発冊子では、失語症の説明を追記し、啓発に努めております。高次脳機能障害・失語症への理解が進むよう、ご意見を参考に啓発等に努めます。

5	障害者計画・ 障害福祉計画 ／P121	基本施策（1） 広報・啓発活 動	<p>1. 市民に対する啓発活動の推進</p> <p>2. これまでの計画には「障がい」の理解を推進するための啓発が実施されていますが、人生の最期までどんな状態であっても安心して地域で暮らし看取り、看取られるために、元気なうちから人生の最期をどう過ごしたいかを考える、看取りまでをみすえた市民講座を市の事業としていただきたいです。</p> <p>これはいわゆる人生会議、アドバンスケアプランニングにつながります。NPO法人くみサポでは、広島県廿日市市で開始した講座は令和5年末までに62回開催（のべ2730名）、小金井市では12回開催（3～4回程度／年）しており、最近では資料として小金井市で作成した看取りのリーフレットを使用して市民と共に考えるワークショップを行っています。</p>	<p>アドバンスケアプランニング（ACP）の普及啓発については、介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画の中で重点取り組み事項として設定しており、医療・介護関係者向け研修及び市民向けの講演等を通じて実施しております。</p> <p>ACPの普及啓発については、高齢者のみを対象とするものではないことから、周知対象の拡大や、事業内容の調整等についても検討していきます。</p>
6	障害者計画・ 障害福祉計画 ／P125	基本目標2 障がいのある 人の社会参加 や就労に向けた自立の基盤 づくり／基本 施策（1）障 がい児保育・ 療育・教育	<p>「障がい児保育の推進」や「障がい児学童保育の充実」等について。実績として、園の数や人数が挙げられていますが、その内容は、精査されていますか。保育の利用を断られた親子や、保育が利用できずに保護者のうちの一人が退職したケースの数の推移などは、市は調査して把握しているのでしょうか。</p>	<p>保育園によっては、障がいのある児童の特性に対応するための、必要な職員体制や設備が不十分な場合や既に複数の障がいのある児童をお預かりしている場合には、安全にお預かりすることができないと判断する時があります。</p> <p>なお、ご意見にあるような調査は市として実施していませんが、市としては各保育施設での受け入れ体制の整備に努めるとともに、入園に関する相談として個々の事情に配慮しながら、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>学童保育所では、障がいのある児童について、入所前に児童の様子聞き取りなどにより保育に必要な状況を把握し、また、指導員は定期的に研修を受講するなど、適切な保育に努めております。</p> <p>なお、ご記載いただいたケースの調査は実施しておりません。</p>

7	障害者計画・ 障害福祉計画 ／P126	基本施策（2） 社会参加や就 労の促進	<p>雇用・就労支援の促進 ⑤市の業務委託等の促進 高次脳機能障害発症後、新規に勉強して記憶することは難しいです。 高次脳機能障害発症前、昔の記憶・スキル（経験蓄積）は残っています。 それらの腕を活かした仕事の仕方、カスタマイズ就労を創りたいです。高次脳機能障害の職人は現行の制度では働く機会がないです。いちごえ会には音楽家、デザイナー、俳優、調理師など、つぶしが利きにくい人達が居り、個人営業もありです。仕事の開拓では、市の業務を一部受注できる制度を考えましょう。 例えば市のイベント開催の場合、外部に発注していた業務に高次脳機能障害者を参加させる機会を下さい。 仕事の切り出しとか、方法を開拓しましょう。 いちごえ会にはそれらのマネージメントができるスタッフが居り、カスタマイズ就労の実験です。当事者には会参加のリハビリであり、自信の回復、生きがいです。</p> <p>市内の福祉事業所の連合体を作り市の業務を受注する、その連合体で仕事をシェアし、事業所の経営、エ賃の上昇につなげる方法を協働し小金井市流の働き方を作りませんか。</p>	業務内容、業務量及び履行期日などを踏まえた上で、障害福祉サービス事業所への発注が可能な業務がないか改めて精査するなど、全庁的に取り組みます。
8	障害者計画・ 障害福祉計画 ／P126	基本施策（2） 社会参加や就 労の促進	<p>「福祉喫茶」等を充実させる施策について。とても良いと思うのですが、市役所新庁舎、現市役所庁舎跡地、東小金井駅・武蔵小金井駅前開発等の中で、具体的な福祉喫茶設置計画は、あるのでしょうか。 また、市内の社会福祉法人等の作業所等の売店の拡充支援との兼ね合いもあるのでしょうか。 新福祉会館には、是非、お茶とお菓子をいただいて、ひと息つけるスペースがあると良い、と思います。</p>	具体的な内容は今後の検討事項となりますが、新庁舎には福祉的なカフェ、(仮称)新福祉会館には福祉売店の設置を計画しています。

9	障害者計画・ 障害福祉計画 ／P127	基本施策（2） 社会参加や就 労の促進	障がいのある人の就労については、「超短時間雇用」や「介助付き雇用」の制度があれば、働ける人が増えるであろうということから、導入の動きがあると聞いています。 市の障害者就労支援センターでも検討し始めているということも耳にしますので、方向性としては「検討」でもよいので、ぜひ計画の中に入れてくださるよう希望します。	事業名「6 障がい者雇用の促進」の施策内容に記載があるとおり、現在、障害者就労支援センターでは、短時間労働も含め、企業と就労を希望する障がいのある人とのマッチングに係る取組の検討を進めています。
10	障害者計画・ 障害福祉計画 ／P128	基本施策（2） 社会参加や就 労の促進	「選挙投票への支援」について。是非継続・充実を、お願いいたします。 数年前に、自分が小金井市に転入してきて、初めて、期日前投票所ではなく、投開票日当日の投票所の会場に向かった時、投票所の入り口も、投票する部屋への行き先も、投票済証の受け取り方も、わかりづらくて驚きました。「障害の有無に関係なく、何とバリアーだらけなのだろう、長年住んでいる人だけがわかればそれでいいのか？なんと不親切な。」と感じました。その後、改善されている部分もあると思います。 投票行動について、何らかのハードルや不安を抱えている全ての人にとって、投票しやすい選挙運営を、お願いいたします。	様々なハードルや不安を抱えた方々が投票日当日の投票所で円滑に投票ができるよう、投票環境の向上や情報の周知等に努めます。 なお、ご意見をいただいた事業については、今後の方向性を「継続」としていましたが、令和4年4月に障害者差別解消条例を改正した際、合理的な配慮が必要な生活場面の例示として「選挙等を行うとき。」を新たに規定したところであり、障がいのある人が円滑に投票できるよう、今後も充実に努めていく必要があることから「充実」に改めることとします。
11	障害者計画・ 障害福祉計画 ／P132	基本目標 3 障がいのある 人が安心して 暮らしていく ための仕組み づくり／基本 施策（2）施 設サービス	2 通所系サービス事業について 4～5 行目 利用希望が高い知的障害者が通う生活介護事業所が不足しているため とありますが肢体不自由者が通える施設も少なく定員となっており来年度の空きがありません。肢体不自由児者も通える生活介護の検討をお願いいたします。市内にはきらりや小金井特別支援学校があり知的障害者に対しては利用できる施設も多いですが、肢体不自由児者に対しては支援が薄いと思います。68 ページからの統計書類によると 18 歳未満では知的障害者の方が多くですが 64 歳以下を比較すると肢体不自由者の方が知的障害者を上回ります。それだけ支援を必要とする人が多いということですので、今後ご検討いただければ嬉しいです。	肢体不自由児者が利用できる通所施設が不足していることは認識しております。統計資料も踏まえ、引き続き通所施設の整備・充実に努めます。 また、基本目標 4、基本施策(3)の①の事業名「8 障害者支援施設の確保のための取組」(P145)に記載のとおり、「障害者支援施設（入所施設）の確保に向けて、新規開設に必要な支援等の検討を進める」としているところですが、入所施設と通所施設を併設している事例もあることから、今後どのような方を対象にどのくらいの規模の施設が必要であるかを検討するにあたり、参考にさせていただきます。

12	障害者計画・ 障害福祉計画 ／P132	基本施策（２） 施設サービス	施設による支援が適正になされているかどうか、とくに知的重度の人の意見を聞く仕組みがない。また、市内の通所施設のサービス提供内容をチェックする実質的なしくみが市としてない。（都の監査や福祉サービス第三者評価では個々の支援についての適切性までは充分目が届いていない。）市レベルでその現状を見ようとするとき、（他団体の）同業者では（おたがいさまなので）無理で、市役所もその責任を感じていない（とする説明しか得られていない）。より広い知見で共有し、施設がその運営や利用者への対応に不適切な面があれば、改善を指導できる仕組みが必要と考えられる。	障害福祉サービス事業所（又は障害児通所支援事業所等）の運営が適切に行われているかについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第10条（障害児通所支援事業所等にあつては児童福祉法（昭和22年法律第164号）第57条の3の2）の規定に基づき、市において検査を実施しており、改善の必要があると認められる事項については、助言及び指導を行っています。市内全事業所に対し毎年実施することは難しい状況ですが、引き続き質の確保に努めます。
13	障害者計画・ 障害福祉計画 ／P132	基本施策（２） 施設サービス	居住系サービス事業のうち、入所施設の新規開設に向けた取組を進めます、という文言通り、早期実現を望みます。	早期実現をめざし、どのような方を対象にどのくらいの規模の施設が必要であるかの検討から取り組んでいきます。
14	障害者計画・ 障害福祉計画 ／P132	基本目標 3 障がいのある 人が安心して 暮らしていく ための仕組み づくり／基本 施策（２）施 設サービス	居宅系サービス事業について がんの終末期患者、認知症が進行したとき、高次脳機能障害や医療的ケア児が直面する食べられない状況に対して、口から食べる支援ができ、その先には看取りもできる場所が作れないでしょうか。NPO 法人くみサポはこうした方々の口から食べる支援を行うための専門家チームが食べる支援ができる場所を作りたいと思っています。看取りもできる場所にするためにどういう仕組みを利用できるのかを検討する必要がありますが、看取りをサポートできる医師（私自身と仲間たち）と訪問看護師の人材は確保できます。小金井には非常に素晴らしい訪問看護師たちがいますので、看護師に関しては訪問看護を利用する事ができます。看取りをする際にはそこに入所する、あるいは短期間居住する、旅館の様に滞在する、あるいは他のグループホームを運営できる事業者と協力するなど、いくつかのアイデアがありますが、実現に向けて検討する委員会を作っただけだとありがたいです。	高齢、障がい等の様々な分野において「自分の口で食べること」への支援は大変重要な視点であると認識しています。支援体制の確保や地域資源の有機的な連携・協働は今後の検討課題であると考えます。貴重なご意見として、今後の検討の参考にします。

15	障害者計画・ 障害福祉計画 /P133	基本施策(3) 相談支援・情 報提供体制	<p>相談に対する窓口についてですが、市の条例が施行されてから最初の計画策定になりますので、「差別解消委員会」について入れて欲しいと思います。また、福祉オンブズマン制度についても障害者計画の中には記載がありません。</p> <p>確かに担当としては地域福祉課であり、37ページには記載があるので充分という見解もあるかと思いますが、247ページには※他計画再掲の記述をつけて掲載しており、福祉オンブズマン制度の利用実績を見ても障害関係の利用者がいることは明らかなので、障害者計画の中に記載が必要と思います。</p> <p>ぜひ、「差別解消委員会」と合わせて相談機関の周知についての記載を検討ください。</p> <p>できれば、福祉総合相談窓口と権利擁護センターについても関連付けて欲しい気がします。そちらもご検討ください。</p>	<p>障害者差別解消条例第13条の規定により、障害者及びその関係者は、市に対し、障害者本人に係る差別に関する相談をすることができるとされており、同条第3項の規定により、市だけでなく、障害者総合支援法第77条の2の基幹相談支援センター（障害者地域自立生活支援センター）にも相談することができるとされています。差別解消委員会は、障害者差別解消条例第16条の規定に基づき、市の求めに対し、市が助言又はあっせんを行うことについての意見を述べるものであることから、「差別解消委員会」を窓口として追加するのではなく、事業名「1市の自立生活支援課の窓口」及び「2障害者地域自立生活支援センター」の施策内容に、障害者本人に係る差別に関する相談に関して追記することとします。</p> <p>福祉オンブズマン（福祉サービス苦情調整委員制度）については、地域福祉計画において「福祉サービスの質の確保」として記載されているとおり、福祉サービスに対する市民の苦情に公平かつ適正に対応し、信頼性と福祉の向上を目指すことを目的としているものです。障害者計画は、障がい福祉の向上のための施策を掲げる計画であることから、同制度の利用を積極的に促すような記載は適さないと考えています。市の障がい福祉に対する苦情がないよう努めていきます。</p> <p>福祉総合相談窓口と権利擁護センターとの関連付けについては、基本目標3、基本施策(3)の③の事業名「1福祉総合相談窓口との連携」(P135)に含むものと考えています。</p>
----	---------------------------	----------------------------	--	--

16	障害者計画・障害福祉計画／P135	基本目標 3 障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくり／基本施策(3)相談支援・情報提供体制	<p>地域活動支援センターの充実のための事業計画に実績がないようですので、ここにNPO法人くみサポが行っている相談活動を組み込むことをご検討ください。NPO法人くみサポでは、世代や属性を超えて、すべての住民が相談できる場所を設けて相談を受け付けています。</p> <p>相談を受けるメンバーも世代や属性を超えたさまざまな経験を持つグループで、家族と死別した遺族の立場の市民、現在介護をしている市民の他、グリーフケアの専門家、子どもの教育、障がいや病気の子ども、医療的ケア児の教育の専門家、医師（小児科、緩和ケア）、子どもから高齢者の摂食嚥下障害の診療を専門とする歯科医師、ケアマネジャー、看護師、暮らしの保健室、相談支援センターやマギーズ東京などで相談にあたる看護師などです。</p> <p>相談を受けて必要なところにつなぐことを想定していますが、苦しむ人、こまっている人の居場所としての役割を担うこともイメージして「くみサポの家」と称しています。「くみサポの家」に行けば話を聴いてくれる人がいる、気軽に相談できる人がいる場所です。がんだけではなく障がいや病気を抱える人、その介護者、家族を亡くして深い悲しみにある人、子育てでつらい思いをしている人などが気軽に相談できる場所です。</p>	<p>「R4実績」欄の記載が「－」となっているのは、指標に記載された事項に係る施策が令和5年度に開始されたからであり、現在では5件の実績があります。</p> <p>なお、ここで掲げている施策は、地域活動支援センターが実施する事業のうち、居場所づくりを主とするものです。相談事業としての地域活動支援センターに関する記載は、基本目標3、基本施策(3)の①の事業名「3地域活動支援センター」(P133)にあります。</p>
----	-------------------	--	--	--



17	障害者計画・ 障害福祉計画 ／P136	基本施策（４） 保健・医療	<p>保険・医療の充実のための事業に「緩和ケア相談」を加えて下さい。</p> <p>緩和ケアはがんだけではなく認知症介護や障害者支援にも応用できる考え方ですが、がん治療を終えた頃に治療医から緩和ケアをすすめられることが多いため、死や最期の場所というイメージと結びついてしまい正しい理解が広がっていません。緩和ケアを普及、啓発し正しい理解が広がると、認知症や障がいを持つ人に対するケアの質を向上させることにつながります。相談にはNPO法人くみサポの緩和ケア専門家メンバー（緩和医療専門医、がん看護専門看護師）が対応することが可能ですが、小金井市内の医療介護職や市の職員の人材育成にも対応が可能です。</p>	<p>「緩和ケア」とは、平成14（2002）年のWHOの定義によれば、「生命を脅かす疾患に伴う問題に直面する患者と家族に対し、疼痛や身体的、心理社会的、スピリチュアルな問題を早期から正確にアセスメントし解決することにより、苦痛の予防と軽減を図り、生活の質（QOL）を向上させるためのアプローチである。」とされています。</p> <p>「生命を脅かす疾患」には、ご意見のとおりがんだけではなく、進行性の疾患や、原疾患の病状はしなくても合併症により健康状態が脆弱な場合などが含まれ、重症心身障がい児（者）にも該当する方がいるとは理解していますが、その対応には、専門的な知識を有する多職種の連携が必要と思われることから、現時点では、市の事業として実施することは難しいと考えています。貴重な意見として、今後の参考にさせていただきます。</p>
18	障害者計画・ 障害福祉計画 ／P138	基本施策（４） 保健・医療	<p>「医療的ケア児の保護者・家庭内ケア担当者」の支援について。充実を願います。ここの支援の充実がなければ、「心身面での重い障害がなくとも、日常生活への影響や保護者へのメンタル・可処分時間への影響が大きい、多胎児・低出生体重児・早産児・多子世帯」などへの支援・サポートの拡充も、進みにくいのでは、と感じます。よろしくお願いたします。</p>	<p>本施策及び基本目標3、基本施策(6)の①の事業名「5医療的ケア児コーディネート事業」については、記載のとおり、医療的ケア児本人のみでなく、その家族も支援の対象としています。ご意見を踏まえ、医療的ケア児及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、充実に努めます。</p>
19	障害者計画・ 障害福祉計画 ／P141	基本施策（６） サービス利用 に結びついて いない人への 支援	<p>サービス利用に結びついていない人への支援について特に日中活動支援についてのサービスを求めます。誰でも事前手続きなしで利用できる「だれでもカフェ」のような立ち寄り場のような所が、例えば交流センター1F 辺りに月に1～2回でもオープンしていると、市民への啓発にもつながると思います。</p>	<p>具体的な内容は今後の検討事項となりますが、新庁舎には福祉的なカフェの設置を計画しています。</p>

20	障害者計画・ 障害福祉計画 ／P145	基本目標 4 誰もが気持ち よく共に暮ら せる環境づく り／基本施策 (3) 住まい の確保・整備	住まいの確保・整備 ①グループホームの整備 高次脳機能障害者の支援は大部分を家族が担っています。 当事者・介護者が共に高齢化し、高齢な介護者を障害当事者が労り、助け合って暮らしています。 障害者と高齢な介護者が一緒に住み続けられる終の棲家（グループホーム）が欲しいです。障害者、高齢者の制度上の垣根を超えた現実（ニーズ）に対応してほしいです。そのグループホームでは看取りも出来、若い高次脳機能障害を熟知しているいちごえ会会員の介護者がヘルパーとして働き、親（介護者）亡き後も当事者が安心して暮らせる棲み処が欲しいです。障害者 高齢者の協働、共助は生きがいであり、最善のリハビリです。	基本目標 3、基本施策(2)の①の事業名「1居住系サービス事業」に記載のとおり、グループホームなどの居住環境の整備・充実の必要性は、市としても認識しています。新規開設の相談があった際は、ご意見を参考にさせていただきます。
21	障害者計画・ 障害福祉計画 ／P145	基本施策 (3) 住まいの確 保・整備	障害者施設について、近隣では入所支援がない市は、3市だそうです。小金井市議会採択を受けて、市内の障害者支援施設開設を期待します。	早期実現をめざし、どのような方を対象にどのくらいの規模の施設が必要であるかの検討から取り組んでいきます。

※提出された意見は、原則として全文を掲載します。なお、同趣旨の意見が多数ある場合は、(他に〇件)と表示します。